

児童手当は父母のうち生計を維持する程度の高い者に支給することとされており、原則として父母の所得額により判断していますが、父母が離婚し別居している場合または離婚協議中で別居している場合は、父母は生計を同じくしないものと考えられるため、生計を維持する程度に関わらず児童と同居している父または母に支給されます。

支給要件に該当する場合は、次のとおりお手続きいただくことで、受給者を変更できる場合があります。

※請求者（新たに児童手当の受給を希望する方）が公務員の場合は所属庁からの支給となりますので、勤務先へお問い合わせください。

※配偶者からの暴力等（DV）により配偶者と別居している場合は、支給要件や必要書類が異なりますので、こども未来部子育て支援課または浪岡振興部健康福祉課へ別途ご相談ください。

離婚後で元配偶者と別居している場合

支給要件（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ① 請求者が青森市に住所を有していること。
- ② 請求者が児童を監護し、かつ生計を同じくしていること。
- ③ 請求者の住民票上の世帯が現受給者（元配偶者）と別であること。
※元配偶者と同住所であっても世帯分離していれば可
- ④ 請求者と児童が同じ世帯に属していること。
- ⑤ 離婚の事実を証する書類（離婚届受理証明書等）を提出できることまたは市が公簿等により離婚の事実を確認できること。

申請時期

- ◆ 上記の支給要件をすべて満たした日以降に申請してください。
- ◆ 原則として支給開始は申請した月の翌月分からとなります。ただし、支給要件を満たした日が月末に近い場合、支給要件を満たした日の翌日から数えて15日以内であれば、申請日が翌月になっても申請月分から支給します。
例）6月30日付で離婚及び別居 → 7月15日までに申請すれば7月分から支給
- ◆ 申請が遅れると、手当を受給できない月が生じる場合がありますので、申請はお早めをお願いします。

認定までの流れ

- 1 支給要件を満たした日以降に市に申請をしてください。

必要書類

- ① 児童手当認定請求書（申請窓口にて備え付けています）
- ② 児童手当の受給資格に係る申立書（申請窓口にて備え付けています）
- ③ 請求者名義の普通預金口座通帳またはキャッシュカード
- ④ 請求者の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
- ⑤ 請求者の本人確認書類（個人番号カード、免許証等）
- ⑥ 請求者が公的医療保険の被保険者であることを証する書類（資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの等）
※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 ※国保またはどなたかの被扶養者である場合は不要
- ⑦ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

- 2 市で申請内容を審査します。審査の結果、認定となった場合は請求者宛てに支給月額や支給開始月等を記載した児童手当認定通知書を送付します。

また、現受給者の手当については職権で消滅させ、現受給者宛てに児童手当受給事由消滅通知書を送付します。

支給要件（以下の①～④のすべて及び⑤または⑥を満たす必要があります。）

- ① 請求者が青森市に住所を有していること。
- ② 請求者が児童を監護し、かつ、生計を同じくしていること。
- ③ 請求者の住民票上の世帯が現受給者（配偶者）と別であること。
- ④ 請求者と児童が同じ世帯に属していること。
- ⑤ 父母の少なくとも一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類を提出できること。 ※夫婦関係調整調停（円満）や婚姻費用分担請求調停の書類は対象外

例) ○ 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本

○ 調停期日呼出状の写し（夫婦関係調整調停（離婚）に係るもの）

○ 家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整調停（離婚）に係るもの）

○ 家庭裁判所の受付印が押印された調停申立書の写し（夫婦関係調整調停（離婚）に係るもの）

○ 調停不成立証明書（夫婦関係調整調停（離婚）に係るもの）

○ 離婚訴訟に係る控訴状の副本

○ 弁護士等第三者により作成された離婚協議の進捗状況に係る報告書等の書類 等

- ⑥ 父母の少なくとも一方に離婚の意思があり、かつ、現受給者が受給者変更に同意しており、現受給者本人が記入した児童手当受給事由消滅届または離婚協議中であることを記載した申立書を提出できること。

※支給要件③④について、現受給者の協力が得られず（連絡不通等含む）住民票の異動の手続きができないなど住民票を変更できないやむを得ない理由がある場合は、居住実態と住民票が一致していない場合であってもお手続き可能な場合がありますので、こども未来部子育て支援課または浪岡振興部健康福祉課へご相談ください。

申請時期

- ◆ 上記の支給要件をすべて満たした日以降に申請してください。
- ◆ 原則として支給開始は申請した月の翌月分からとなります。ただし、支給要件を満たした日が月末に近い場合、支給要件を満たした日の翌日から数えて15日以内であれば、申請日が翌月になっても申請月分から支給します。
例) 6月30日付で離婚意思到達及び別居 → 7月15日までに申請すれば7月分から支給
- ◆ 申請が遅れると、手当を受給できない月が生じる場合がありますので、申請はお早めをお願いします。

認定までの流れ

- 1 支給要件を満たした日以降に市に申請をしてください。

必要書類

- ① 児童手当認定請求書（申請窓口に備え付けています）
- ② 児童手当の受給資格に係る申立書（申請窓口に備え付けています）
- ③ 請求者名義の普通預金口座通帳またはキャッシュカード
- ④ 請求者の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
- ⑤ 請求者の本人確認書類（個人番号カード、免許証等）
- ⑥ 請求者が公的医療保険の被保険者であることを証する書類（資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの等）
※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 ※国保またはどなたかの被扶養者である場合は不要
- ⑦ 父母の一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類（支給要件⑤⑥参照）
- ⑧ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

- 2 市で申請内容を審査します。審査の結果、認定となった場合は請求者宛てに支給月額や支給開始月等を記載した児童手当認定通知書を送付します。

また、現受給者の手当については職権で消滅させ、現受給者宛てに児童手当受給事由消滅通知書を送付します。

<参考>

児童手当法（抜粋）

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

<問合せ先> 午前 8 時 30 分～午後 6 時 00 分（土日祝除く）

青森市こども未来部 子育て支援課
子育て家庭支援チーム
〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3 番 7 号
青森市役所駅前庁舎 2 階
TEL 017-734-5334

青森市浪岡振興部 健康福祉課
民生福祉チーム
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101 番地 1
青森市役所浪岡庁舎 1 階
TEL 0172-62-1113